#### 第1 審査会の結論

長崎県知事(以下「実施機関」という。)が平成24年7月12日付けで異議申立人に対して行った不開示決定のうち、別表に掲げる部分はこれを取り消し、開示すべきであるが、その他の部分について不開示としたことは妥当である。

#### 第2 異議申立てに至る経緯

1 開示請求の内容

異議申立人は、平成 24 年 5 月 21 日付けで、長崎県情報公開条例(平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。)第 6 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、「長崎県と九州電力が 2011 年 9 月から実施している『原子力安全協定』締結に向けた協議の関係文書。同月から開催している協議の場で、県と同社が互いに提出し合った資料と、その協議前後に県内部で作成した関連文書の公開を申請する。協議の場については、直近に行われたものまですべて」との開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

#### 2 処分の内容

(1) 実施機関は、本件開示請求に対し、長崎県が行った原子力安全協定に関する 九州電力株式会社(以下「本件法人」という。)との協議に関して次の文書を 特定した。

協議記録及び添付資料(以下「本件対象公文書」という。) 協議経過

(2) 実施機関は、本件対象公文書について、条例第7条第5号に該当するとして、 不開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、平成24年7月12日付けで 異議申立人に対し通知した。

また、 については、当該文書に記載された本件法人の職員の役職及び氏名 を条例第7条第1号に該当するとして不開示とする部分開示決定を行い、異議 申立人に対し同日付けで通知した。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160号)第6条の規定により、実施機関に対し平成 24 年 9 月 8 日付けで異議申立てを行った。

#### 第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「本件処分を取り消すとの決定を求める」というものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が本件異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 協議が終了すれば、開示対象となると理解でき、恒常的な不開示の理由には 当たらない。仮に、将来的に協定が改定される可能性も含めるとしたら、「改 定できる」とする明確な根拠を示されたい。

協定が今後も見直されるよう協議を続けていくことと、今回の協定締結で交わされた協議の詳細を公開するということは、別に相反するものではなく、両立可能ではないか。何が今後の協議に支障を来たしそうなのかを具体的に明らかにしていただきたい。

(2) なぜ、長崎県が情報開示することで他自治体に支障を及ぼすことになるのか、 理由がはっきりしない。

原子力安全協定の締結に当たっては、他の自治体も、実際は全国の事例を参考にしながら、互いに影響しあいながら協定を作り上げているというのが全国 共通の認識ではないか。県が言うように、「他の自治体の参考となりにくい」 とか「かえって誤解を招きかねない」というのは行き過ぎたとらえ方である。

- (3) 協議経過は部分開示にし、詳細な議事録や資料は公表できないのはなぜなのか。その理由がはっきりしない。
- (4) 今回の情報公開の目的は、長崎県が、県民や周辺住民の立場に立ちながら本件法人との交渉に臨んでいることを改めて確認するものであり、どのような交渉をしたのかという基本的な情報開示を拒むべきではない。

#### 第4 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明は、理由説明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

1 本県と本件法人は、今後、協定に基づく運用等を協議するにあたって、協定の 運用について、具体的な実務に即しつつ実例を積み重ねていく必要がある。 協定と運用は一体のものであり、協定に関する交渉はむしろ始まったばかりで、 今後も長期にわたって事例を重ねて協議していくこととなる。 また、他県において、関係法の改正や、過去の原子力施設の事故を受けて、協議を続けていくことにより、協定の内容がよりよいものになってきたという経緯がある。

- 2 非公開で行われてきた協議の内容を公にすることになれば、当事者間の信頼関係が損なわれることとなり、今後の協議において、議論が形骸化するなど率直な意見の交換が困難になることが予想され、適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。
- 3 本件法人は、他県と協定締結に向けた交渉を現在も行っていることから、本県の協議記録を明らかにすることにより、今後、本県及び他県が本件法人と協議するにあたって適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

本件法人は協定の締結にあたり、本県の実情に即して協議を進めてきたものであり、本県特有の事情に基づいて重ねてきた交渉の経過は、それぞれの事情が異なる他の自治体の参考となりにくいばかりか、却って誤解を招きかねない。

#### 第5 審査会の判断理由

1 原子力安全協定について

原子力施設が立地する自治体や隣接自治体において、電力事業者との間に住民の安全確保を目的として締結した当該施設に係る安全に関する協定を原子力安全協定といい、玄海原子力発電所の立地自治体としては佐賀県及び玄海町が本件法人との間に原子力安全協定を締結している。

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災後、原子力発電所事故の被害が 30~40 k m 圏にも及び、全国的に原子力発電の安全性を求める声が高まっている。

こうした中、本県においても、玄海原子力発電所から30km圏内に松浦市全域と佐世保市、平戸市、壱岐市の一部が含まれることから、平成23年7月に、本県から本件法人に対し原子力安全協定の締結の申し入れを行い、その後、14回の協議を経て、平成24年6月9日に、県、松浦市、佐世保市、平戸市及び壱岐市並びに本件法人の6者による「原子力防災に係る長崎県民の安全確保に関する協定書」(以下「本件協定」という。)が締結された。

なお、本件法人管内では、立地自治体以外では、本県に先立ち、平成 24 年 4 月 2 日に、福岡県、糸島市及び福岡市が、本件法人との間に原子力安全協定を締結している。

#### 2 本件対象公文書について

異議申立てに係る対象公文書は、長崎県と本件法人が行った本件協定締結に係る協議(以下「本件協議」という。)に関する次の文書である。

ア 第1回から第14回までの協議の記録(協議記録を作成していない第1回、

第6回、第7回、第13回及び第14回の分を除く。以下「対象公文書1」という。)

- イ 本件協議において本県及び本件法人から提出された資料(以下「対象公文書2」という。)
- ウ 本県の内部検討資料(以下「対象公文書3」という。)

なお、「協議経過」は、協定締結の申し入れ及び第1回から第14回までの全ての協議の概要を実施機関が内部関係者のためにとりまとめた文書であり、本件法人の職員の役職及び氏名を除き異議申立人に開示されている。

#### 3 不開示情報該当性について

(1) 条例第7条第5号の規定について

本号は、県の機関、国、他の地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものについて不開示とすることとしたものである。

(2) 本件対象公文書の不開示情報該当性について

ア 対象公文書1について

本件協議は、当事者間で率直な意見交換を行うことを目的として、当初から非公開で行われたということであり、協議を行う時点で協議の記録が公開されることは想定されておらず、協議の詳細な内容が公になることとなれば、当事者間の信頼関係が損なわれ、その結果として、今後、本件協定に基づく運用等に係る協議において率直な意見の交換が困難になることは十分予想されるところである。

対象公文書1について、当審査会が見分したところ、それぞれの協議記録によって多少の違いはあるが、おおむね、実施機関の決裁欄、日付、課名、表題、協議の日時・場所、協議の出席者の役職・氏名及び協議の内容等により構成されており、協議内容の部分には、協定の基本的な枠組みや一つ一つの項目について詳細な議論が交わされており、本県と本件法人及び本件協定の各当事者との関係上、機微にわたる内容が随所に記載されていることが認められる。

したがって、本件協議の詳細な内容が公になることとなれば、今後の協議実施に支障が及ぶおそれがあると認められることから、条例第7条第5号の不開示情報に該当すると判断する。

しかしながら、実施機関の決裁欄、日付、課名、表題、協議の日時・場所は、 これらを公にしても、当事者間の信頼関係を損なうおそれがあるとは認められな いことから、条例第7条第5号には該当せず、開示すべきである。

また、出席者のうち、本件法人の職員以外の出席者の所属・役職名は、同条第1号ただし書ウの公務員等の職務に関する情報に該当すると認められることから、同号の不開示情報には該当せず、また、これらを公にしても、当事者間の信

頼関係を損なうおそれがあるとは認められないことから、同条第 5 号には該当せず、開示すべきである。

なお、本件法人の職員の役職及び氏名は、同条第1号の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報に該当し、同号ただし書アからウのいずれに も該当しないことから、不開示情報に該当する。

#### イ 対象公文書 2 について

(ア)対象公文書2のうち、本件法人が提出した資料は、実施機関の要望に応じて 作成した説明資料や、本件法人の考え方や意見を述べたものなど、種々のものが あるが、これらの資料は本件協議における発言内容と同様に、協議を構成する一 部であると認められる。

実施機関の説明によれば、これらの資料は、公にしないことを前提に本件法人から提出されたということである。当審査会が見分したところ、本件法人が、実施機関に対し、公になることによる諸々の影響に配慮した取扱いを求める記載があることが認められる。

こうした事情の下、実施機関において一方的にこれらの資料を開示した場合には、本件法人との信頼関係を損ない、今後の協議において率直な意見交換や資料の提供が期待できなくなるなど、円滑な協議実施を困難にする事態が十分予想されることから、条例第7条第5号の不開示情報に該当すると判断する。

しかしながら、第2回の協議については、既に「協議経過」により、本件法人から佐賀県の原子力安全協定についての説明を受けたことが明らかとなっており、当該協議における説明資料のうち、佐賀県の原子力安全協定及び同協定の覚書の内容を記載した部分並びに当該協定と覚書の写し及び佐賀県のホームページの写しについては、一般に公表されている。

したがって、これらを公にしても本件法人との信頼関係を損なうおそれがあるとは認められないことから、同条第5号には該当せず、開示すべきである。また、本件法人が提出した資料のうち、別表に掲げるものの表題、日付、会社名等を記載した部分は、当該資料の具体的内容を示すものではなく、これらを公にしても本件法人との信頼関係を損なうおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第5号には該当せず、開示すべきである。

(イ)対象公文書2のうち、本県が提出した資料は、本県の意見や考え方を当事者に示したものであり、上記(ア)の本件法人が提出した資料と同様に、協議の内容と一体をなしており、また、相互に意見や考え方を一つ一つ積み重ねてきた協議の過程からすると、本件法人が提出した資料と本県が提出した資料は表裏一体の関係にあるということができる。

そうすると、これらの資料を公にすることは、本件法人が提出した資料を公に することと同様の結果となり、本件法人との信頼関係を損なうおそれがあると認 められることから、条例第7条第5号の不開示情報に該当すると判断する。

しかしながら、第1回の協議における本県からの提出資料は、実際の協議に入る前に、協議における検討事項や協議事項を本件法人に示したものであり、協議の具体的内容を記載したものではなく、これらを公にしても本件法人との信頼関係を損なうおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第5号には該当せず、開示すべきである。

### ウ 対象公文書3について

対象公文書3は、実施機関が協議を進めるに当たって、内部で検討を行うために作成された資料であり、実施機関の見解や方針等が具体的に記載されていることが認められる。

これらの資料の内容は、それまでの協議の経過を受けて作成されたものであり、公になるとすると、協議記録や協議に提出された資料を公にすることと同様の結果となり、また、実施機関の見解や方針等が本件法人や各当事者に了知されることとなれば、本県、本件法人及び各当事者間の信頼関係を損なうおそれがあると認められることから、条例第7条第5号の不開示情報に該当すると判断する。

しかしながら、内部検討資料のうち、検討の具体的内容を示すものを除き、表題や課名を記載した部分はこれを公にしても本件法人等との信頼関係を損なうおそれがあるとは認められないことから、同条第5号には該当せず、開示すべきである。

## 4 本件処分の妥当性について

以上のことから、実施機関が本件対象公文書の全部を不開示とした決定については、別紙に掲げる部分は開示すべきであるが、その余の部分を不開示としたことは妥当であると判断した。

#### 5 その他の主張について

異議申立人及び実施機関は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記 判断を左右するものではない。

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

# 審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審查経過
平成24年 9 月18日	・実施機関から諮問書を受理
平成24年 9 月26日	・実施機関から理由説明書を受理
平成24年10月 5 日	・異議申立人から意見書を受理
平成24年10月30日	・審査会(概要説明)
平成24年11月30日	・審査会(審査及び実施機関から意見聴取)
平成24年12月26日	・審査会(審査)
平成25年 1 月10日	・答申

## 審議に参加した委員

氏 名	役 職	備考
岡本芳太郎	長崎大学経済学部教授	会長
石橋龍太郎	弁護士	会長職務代理者
福村喜美子	NPO法人グリーンクラフトツーリズム 研究会はさみつんなむ会会長	
山 中 英 子	司法書士・行政書士	

## 別紙

	T	
協議の回	対象公文書の区分	開示すべき部分
第1回	本県の提出資料	全部
第2回	協議記録	決裁欄、日付、日時・場所、出席者の役職名・氏名(本件法
		人の職員の役職名・氏名を除く。以下同じ。)、表題
	本件法人の提出資料	・1枚目の表の表題、「条文」及び「覚書」の欄の部分
		・佐賀県の原子力安全協定書及び同協定書の覚書の写し
		・佐賀県のホームページの写し
第3回	協議記録	表題、日時・場所、出席者の役職名・氏名
第4回	協議記録	決裁欄、日付、日時・場所、出席者の役職名・氏名、表題
第 5 回	協議記録	(1枚目) 全部
		(2枚目) 日付、課名、表題、日時・場所、出席者の役職名
		・氏名
	本件法人の提出資料	日付、会社名、表題
第6回	本件法人の提出資料	(1枚目)日付、会社名、表題
		(3枚目)日付、会社名、表題
第8回	協議記録	(1枚目) 全部
		(2枚目) 日付、課名、表題、日時・場所、出席者の役職名
		・氏名
	内部検討資料	(1枚目) 表題
		(4枚目) 日付、課名、表題
第 9 回	協議記録	(1枚目)日付、課名、表題、日時・場所、出席者の役職名・
		氏名
		(3枚目)日付、課名、表題
	本件法人の提出資料	(1枚目) 表題
第 10 回	協議記録	表題、日時・場所、出席者の役職名・氏名
第 11 回	協議記録	表題、日時・場所、出席者の役職名・氏名
	本件法人の提出資料	表題
	本県の提出資料	表題
第 12 回	協議記録	表題、日時・場所、出席者の役職名・氏名
	本件法人の提出資料	表題
	<u> </u>	I